

# 令和 8 年度 行方市 DX 基本方針

令和 8 年 3 月  
行方市 DX 推進本部

## DX とは？

Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）の略（「trans」には「cross」の意味があり、「cross」は「X」と表現されることから、DXと略記される。）。ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

## はじめに

本市では、デジタル技術を積極的に活用し効率的な行政経営を行っていくため、令和3年11月にデジタル・ガバメント宣言をするとともに令和8年3月までの行方市 DX 基本方針を策定し、自治体 DX を推進してきました。本方針はその後継として策定するものです。本方針は、本市が DX を進めるための基本的な考え方や方向性などをまとめたものです。この方針に沿った取組によりデジタルの恩恵を受けられる仕組みを構築し、より良いまちづくりを進めます。

## 1. 背景

令和3年に「デジタル改革関連法」が成立し、地方公共団体は地域の特性を生かして自立的にデジタル施策を策定・実施する責務が明確化された。国は「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指し、個々のニーズに合ったサービス選択を掲げています。市の役割は非常に重要で、DX は市民サービスの利便性向上と業務効率化、職員負担の軽減に直結します。DX 推進では市民と意義を共有すること、データの形式統一や EBPM（※1）が重要とされます。

---

※1：EBPM：Evidence-Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと

---

## 2. 基本理念

(1) 使命 ～ミッション：組織の存在意義、社会的使命

「デジタルの恩恵を受けられるシンプルな仕組みづくり」

誰もがデータを活用し、多種多様なサービスを容易に受けられる仕組みを構築します。

(2) 未来の姿 ～ビジョン：目指す理想の組織像

「便利さと快適さを実感できるスマート自治体へ」

DXによって、すべての人が利便さと快適さを実感し、時間や場所にとらわれない多様な関わり方ができる持続可能なスマート自治体の実現を目指します。

(3) 行動基準 ～バリュー：業務遂行にあたり守るべき価値観

「省力化に努め、多様性を受容する」

職員一人ひとりが「省力化」に努めるとともに、既成概念の枠を外し、違いを尊重する「多様性」を受容する組織へと変革します。

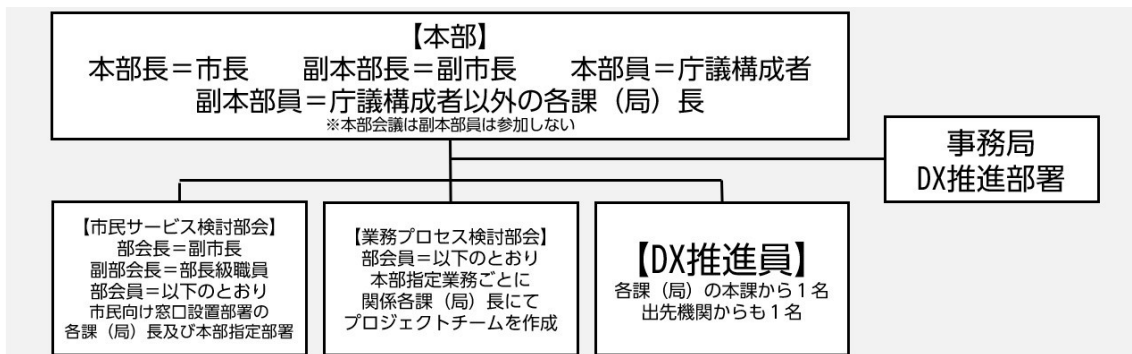
## 3. 対象期間

令和8年4月から令和9年3月

## 4. 推進体制

行方市 DX 推進本部により全庁的な推進及び総合調整を行います。

行方市 DX 推進本部 組織図



## 5. 取組事項

### (1) 自治体フロントヤード改革の推進

少子高齢化・人口減少で自治体の人・予算が限られる一方、市民ニーズは多様化しているため、窓口の「フロントヤード」改革が必要です。オンライン化だけでなく「書かないワンストップ窓口」など利便性を高め、職員を単純事務から企画・相談対応へシフトして持続可能なサービス体制を作ります。デジタル手続法の基本原則（※2）に従い、対面・非対面を組み合わせたオムニチャネル化（対面やオンライン等の多様な接点で同様の対応を可能とする仕組み）を進めます。対面でも紙でなくデータ前提とすることで市民の利便性と業務効率を同時に向上させます。

※2：デジタル手続法の基本原則

- ① デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する



地方公共団体の創意工夫のもと行われている窓口改革の様々な取組

（出典）第33次地方制度調査会 第13回専門小委員会（2023年（令和5年）4月11日）

資料2（審議項目2関係資料）抜粋

## 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

(デジタル社会の実現に向けた重点計画 第4 オンライン化を実施する行政手続の一覧等 P117~118)

### a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 4) 地方税申告手続 (eLTAX)
- 5) 自動車税環境性能割の申告納付
- 6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 水道使用開始届等
- 9) 港湾関係手続
- 10) 道路占用許可申請等
- 11) 道路使用許可の申請
- 12) 駐車 of 許可の申請
- 13) 建築確認
- 14) 粗大ごみ収集の申込
- 15) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 16) 職員採用試験申込
- 17) 入札参加資格審査申請等
- 18) 入札
- 19) 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
- 20) 消防法令における申請・届出等

### b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

#### ア. 子育て関係

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3) 氏名変更/住所変更等の届出
- 4) 受給事由消滅の届出
- 5) 未支払の児童手当等の請求
- 6) 児童手当等に係る寄附の申出
- 7) 児童手当に係る寄附変更等の申出
- 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 10) 児童手当等の現況届
- 11) 支給認定の申請
- 12) 保育施設等の利用申込
- 13) 保育施設等の現況届
- 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 15) 妊娠の届出

#### イ. 介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護(予防)サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

#### ウ. 被災者支援関係

- 1) 罹災証明書の発行申請
- 2) 応急仮設住宅の入居申請
- 3) 応急修理の実施申請
- 4) 障害物除去の実施申請
- 5) 災害弔慰金の支給申請
- 6) 災害障害見舞金の支給申請
- 7) 災害援護資金の貸付申請
- 8) 被災者生活再建支援金の支給申請

#### エ. 転出・転入手続関係

- 1) 転出届
- 2) 転入予定市区町村への来庁予定の連絡

## (2) 地方公共団体情報システムの標準化

自治体は、標準化法（※3）に基づき、基幹系の20業務システムを「標準準拠システム」に移行することが求められています。背景として、従来の自治体システムは各自治体が個別に発展させてきたため、「維持管理や制度改正時に個別対応が必要で負担が大きい」「システム差異の調整が障壁となりクラウド利用が進まない」「全国へ迅速に市民サービスの改善を広げにくい」という問題がありました。標準化法はこれらを解消するため、標準準拠システムの利用を自治体に義務づけ、これらのシステムについては国が整備する「ガバメントクラウド」の利用を努力義務としています。令和4年に基幹系20業務が指定され、同年10月に基本方針が策定されており、その後、令和6年に令和8年度以降の移行に関する対応等の改定を行っています。本市においても引き続き基幹系20業務を標準準拠システムに移行し、国の共通クラウド（ガバメントクラウド）を利用します。

※3：標準化法：地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

標準化対象システム（20業務システム）	
1. 市民基本台帳	11. 国民健康保険
2. 印鑑登録	12. 国民年金
3. 固定資産税	13. 障害者福祉
4. 軽自動車税	14. 後期高齢者医療
5. 個人市民税	15. 介護保険
6. 法人市民税	16. 児童扶養手当
7. 選挙人名簿管理	17. 健康管理
8. 児童手当	18. 生活保護
9. 子ども子育て支援	19. 戸籍
10. 就学	20. 戸籍の附票
関連システム（7業務システム）	
1. 宛名管理	5. アクセスログ管理
2. 統合宛名管理	6. 統合収納管理
3. 申請管理	7. 統合滞納管理
4. ユーザ管理	

### (3) 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進

人口減少でも公共サービスを維持・強化するため、約 1,800 の自治体がそれぞれ独自にシステムを持つのではなく、国と地方が協力して共通のデジタル基盤を作り、多くの自治体がそれを利用する仕組みを広げることが重要とされています。そこで国と地方の代表による準備会合（※4）とワーキングチーム（※5）が設置され、全自治体の意見を踏まえて「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）を決定しました。方針の目標は主に3つ：①共通化したシステムで効率化しつつ、政策は自治体の創意工夫に任せる「最適化された行政」、②即時的なデータ取得で変化や有事に柔軟・迅速に対応する「強靱な行政」、③規模の経済や共同調達で負担を減らしトータルコストを最小化する行政。本市は基準に合うシステムは共通化を進め、合わないものも県の共同調達などに参加していきます。

---

※4：準備会合：国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合

※5：ワーキングチーム：国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合ワーキングチーム

---

### 国と地方の代表による連絡協議会（※6）により共通化が決定されたシステム

- ①入札参加資格審査システム
- ②環境法令に係る申請・届出システム
- ③ 建築確認電子申請システム等
- ④ 預貯金照会のオンライン化の拡大
- ⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム
- ⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム
- ⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大
- ⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等
- ⑨ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム  
(事業者台帳管理システムを含む)
- ⑩ 重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム
- ⑪ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム

---

※6：連絡協議会：国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会

---

#### (4) 公金収納における eL-QR (※7) の活用

令和6年の規制改革実施計画に基づきデジタル庁・総務省等は、自治体の公金収納を効率化して市民・事業者の利便性を高めるため、eLTAX (※8) と eL-QR を活用して普通会計の全公金や水道・下水道料金等を自治体判断で納付可能とし、特に国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料や各種占用料を全国共通扱いで eL-QR 納付できるよう優先推進しています。その他の公金についても導入を促進して令和8年9月以降に各自治体で順次運用開始・未導入自治体は導入検討、導入済み自治体は対象拡大を目指しています。本市も eL-QR を活用して公金の支払の利便性を向上させます。

---

※7：eL-QR (エルキューアール)：地方税統一QRコード

※8：eLTAX (エルタックス)：地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム

---

#### (5) マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

マイナンバーカードは対面・オンラインで安全に本人確認できるデジタル基盤で、令和7年12月時点において全国で約1億枚(普及率80.8%)に達し、そのうち茨城県では約232万枚(普及率81.5%)、本市では約2万4千枚(普及率77.6%)に達し、健康保険証や確定申告、コンビニ交付など幅広く使われ、業務効率化にも寄与しています。今後の利用拡大に備え、大量更新への体制整備をするとともに新規取得支援を行います。

#### (6) セキュリティ対策の徹底

自治体はマイナンバーなど多くの機微情報を扱うため、実効性のあるサイバーセキュリティ対策が必要です。改正地方自治法により令和8年度から「サイバーセキュリティ方針」の策定が義務化され、サイバーセキュリティ基本法の改正に伴って重要インフラ向けの基準も令和8年中に示されます。本市は国の示す「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき情報セキュリティポリシーの改定を行うとともに庁内の情報セキュリティ意識を高め、情報漏えいやサイバー攻撃への対策を行います。

### (7) 自治体の AI の利用推進

生成 AI などの発展は利便性と経済成長に資する一方で国内の開発・活用は遅れや不安もあり、これに対応して令和7年に AI 法 (※9) が成立・全面施行され、自治体にも地域特性を踏まえた AI 施策の策定・実施が義務づけられました。総務省のワーキンググループ (※10) 報告やガイドブック (※11) では、生成 AI が業務効率やサービス品質を大幅に高め、若手職員の定着にも寄与すると評価するとともに、適正利用のためのガバナンスやガイドラインひな形を示しています。本市においても国の示すガイドラインをもとに生成 AI に関する利用ガイドラインを改訂し、生成 AI の業務利用を促進し、業務の効率化及び質の向上を図ります。

---

※9：AI 法：人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律

※10：ワーキンググループ：自治体における AI の利用に関するワーキンググループ

※11：ガイドブック：自治体における AI 活用・導入ガイドブック

---

### (8) テレワークの推進

自治体は、国の示すガイドライン (※12) に沿って安全を確保しながら、在宅勤務・サテライトオフィス・モバイルワークなど多様な形態のテレワークを導入・拡大することが求められています。テレワークは働き方改革や人材確保、業務効率化、BCP (業務継続) に有用であるため本市においてもテレワークを進めます。

---

※12：ガイドライン：地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン  
テレワークセキュリティガイドライン

---

### (9) デジタル人材の育成

自治体では DX 推進担当が不足しているため、中長期的な視点で一般職員も含む体系的な人材育成を行い、職位・所属ごとに必要なデジタル知識・技能・経験や研修体系を定め、現場業務経験とデジタル力を兼ね備えた DX 推進リーダーを育成することが求められます。本市においては研修等を行い職員のデジタルリテラシー (読み書き能力) の向上を図ります。

#### (10) デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

国は令和7年の地方創生に関する総合戦略において、地方創生 2.0 基本構想を踏まえ「AI・デジタル等の新技術の徹底活用と社会実装」を基本方針として掲げており、GX・DX が進展する新時代に、地域経済や地域社会を円滑に適応させていくことや Society5.0（※13）の実現に向け、AI・ドローンを始めとした様々なデジタル・新技術を徹底的に活用することが重要と示しています。本市も社会の維持ができるようデジタル技術の活用を推進します。

---

※13：Society5.0：国が目指す最先端の技術を用いて誰もが豊かに暮らせる社会

---

#### (11) デジタルデバインド対策

国は地域の幅広い関係者と連携し、講座の開催やアウトリーチ型の相談対応など地域市民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施するとしており、高齢者・障害者を含む誰もが公的機関のホームページなどを利用しやすくなるよう、公的機関のウェブアクセシビリティ対応を支援するために「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を策定している。これに対し市民に合わせたデジタル活用支援やホームページの改善を進めます。

#### (12) デジタル原則（※14）を踏まえた条例等の規制の点検・見直し

国は令和3年11月に首相を会長とするデジタル臨時行政調査会を設置して同年12月に5つの「デジタル原則」を策定し、法令等にある目視・定期検査・書面掲示などのアナログ規制を横断的に見直す一括見直しプランを基に対応を進めており、自治体向けに点検・見直しマニュアルや段階に応じた支援メニューを整備しています。本市においても「アナログ規制」の点検・見直しを行い、デジタル技術の導入基盤を整えます。

※14：デジタル原則：構造改革のためのデジタル原則 全体像は次のとおり

第7層	新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)
アーキテクチャ		構造改革のためのデジタル原則
第6層	業務改革・BPR／組織	<b>原則① デジタル完結・自動化原則</b> 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層	ルール	<b>原則② アジャイルガバナンス原則</b> (機動的で柔軟なガバナンス) 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層	利活用環境	<b>原則③ 官民連携原則</b> (GtoBtoCモデル) 公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層	連携基盤	<b>原則④ 相互運用性確保原則</b> 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむことができるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層	データ	<b>原則⑤ 共通基盤利用原則</b> ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層	インフラ	